

- (5) 代議員会の承認後、やむを得ず期日・会場・主管校を変更する場合は、会長の承認を必要とする。

1 5 大会役員

(1) 大会会長

大会会長は、副会長（大会開催地区）とする。

(2) 大会副会長

大会副会長は、部長とする。

(3) 大会顧問

大会顧問は、実情に応じ開催地市町村機関及び種目別競技団体の関係者に委嘱することができる。

(4) 大会参与

ア 大会参与は、参加校の校長とする。

イ 大会参与は、実情に応じ共催する機関及び種目別競技団体の関係者に委嘱することができる。

(5) 大会委員長

ア 大会委員長は、主管校長とする。

イ 主管校長が上級役員の場合は、同校教頭とする。（複数の教頭がいる場合は主管校長が指名した者）

(6) 大会副委員長

大会副委員長は、次の者とする。

ア 主管校教頭（大会委員長の場合は除く。）

イ 委員長

ウ 大会開催地区代表委員

(7) 大会委員

大会委員は、次の者とする。

ア 大会開催地区専門部委員

イ 主管校、会場校の体育主任及び担当責任者

ウ 実情に応じ、開催地市町村機関及び種目別競技団体の関係者に委嘱することができる。

1 6 競技役員

- (1) 競技役員の構成は、専門部で定める。

- (2) 競技役員には、必ず次の係を置く。

ア 救護係 イ 大会参加料係 ウ 補助役員係

- (3) 競技役員は、参加校の教職員に委嘱することを原則とする。

- (4) やむを得ず参加校教職員以外の者（以下「外部役員」という。）に委嘱する必要がある場合は、あらかじめ会長の承認を必要とする。

- (5) 外部役員を委嘱する場合は、次の順で会場に近距離の者から委嘱することを原則とする。

ア 大会開催地区内の加盟校教職員に、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。

イ 種目別競技団体関係者に、所属長及び本人の承諾を得て委嘱する。